

令和6年第1回浅川町議会定例会

議事日程（第3号）

令和6年3月8日（金曜日）午前9時開議

- 日程第 1 承認第 1号 専決処分の報告及びその承認について（令和5年度浅川町一般会計補正予算（第6号））
- 日程第 2 承認第 2号 専決処分の報告及びその承認について（浅川町手数料徴収条例の一部を改正する条例について）
- 日程第 3 議案第 1号 浅川町上水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 日程第 4 議案第 2号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第 3号 浅川町監査委員条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 4号 浅川町固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 5号 浅川町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 6号 浅川町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 7号 浅川町指定介護予防支援事業等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第 8号 浅川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第 9号 浅川町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第10号 令和5年度浅川町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第13 議案第11号 令和5年度浅川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第19号 権利の放棄について（町営住宅使用料）
- 日程第15 議案第20号 権利の放棄について（水道料金）
- 日程第16 議案第21号 浅川町公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第17 議案第22号 大草辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 日程第18 議案第23号 山白石辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

日程第19 議案第24号 小貫辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

日程第20 発委第1号 浅川町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について

日程第21 発議第1号 政府による公的管理、規制を行いコメの価格安定を求める意見書の提出について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

1番	須藤孝夫君	2番	富永勉君
3番	菅野朝興君	4番	兼子長一君
5番	木田治喜君	6番	岡部宗寿君
7番	須藤浩二君	8番	上野信直君
9番	会田哲男君	10番	水野秀一君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長	江田文男君	副町長	小池大介君
教育長	真田秀男君	総務課長	生田目源寿君
企画商工課長	我妻悌君	農政課長	坂本克幸君
建設水道課長	生田目聡君	会計管理者兼 税務課長	我妻美幸君
保健福祉課長	佐川建治君	住民課長	関根恵美子君
教育課長	高野喜寛君		

会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 田子広子 主査 遠藤史貴

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（水野秀一君） ただいまの出席議員数は10名であります。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（水野秀一君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎承認第1号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第1、承認第1号 専決処分の報告及びその承認について（令和5年度浅川町一般会計補正予算（第6号））を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第1、承認第1号 専決処分の報告及びその承認について（令和5年度浅川町一般会計補正予算（第6号））を起立によって採決します。

お諮りします。本件は承認することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、承認第1号は承認することに決定しました。

◎承認第2号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第2、承認第2号 専決処分の報告及びその承認について（浅川町手数料徴収条例

の一部を改正する条例について)を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(水野秀一君) 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長(水野秀一君) 討論なしと認めます。

これから日程第2、承認第2号 専決処分報告及びその承認について(浅川町手数料徴収条例の一部を改正する条例について)を起立によって採決します。

お諮りします。本件は承認することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長(水野秀一君) 起立全員です。

したがって、承認第2号は承認することに決定しました。

◎議案第1号の質疑、討論、採決

○議長(水野秀一君) 日程第3、議案第1号 浅川町上水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(水野秀一君) 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長(水野秀一君) 討論なしと認めます。

これから日程第3、議案第1号 浅川町上水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてを起立によって採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長(水野秀一君) 起立全員です。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第4、議案第2号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

2番、富永勉君。

○2番（富永 勉君） 今回のこの改正でありますけれども、国のデジタル化の取組ということでは利便性ある改正だと認識させていただきました。それで、その中で幾つか質問させていただきたいと思います。

3つ、今回種類がございますけれども、広域交付については、まさに非常に1か所で証明書が取れるということ非常に利便性が高いと思います。それで、2つ目の……

○議長（水野秀一君） 富永議員、質問の順序、第2号と違うのかい。

〔「もうその承認、終わってっぺ」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 終わったやつと違うのかい。今聞いているの。

○2番（富永 勉君） 議案第2号ですよ。

○議長（水野秀一君） 承認第2号。

○2番（富永 勉君） 分かりました。勘違いでありました。これ、承認第2号なんですね。

○議長（水野秀一君） ええ。

○2番（富永 勉君） 分かりました。じゃ、結構です。

○議長（水野秀一君） 質疑はありませんか。

4番、兼子長一君。

○4番（兼子長一君） 新旧対照表の54ページの改正後の案の第2条の5号と6号の、ちょっと用語の解釈だと思うんですけれども、この特定個人番号利用事務と、その利用特定個人情報、多分この違いはその個人番号を利用した場合とか、マイナンバーカードとかいろいろで個人番号を使ったときの事務と、6号は今度は特定の個人情報ですので、住所、氏名、生年月日とかを利用した場合の規定だと思うんですけれども、この辺の具体的にはどういう事務なのかをちょっとご説明をお願いしたいんです。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 企画商工課長、我妻悌君。

○企画商工課長（我妻 悌君） 今回の改正で新たに定義されました特定個人番号利用事務と利用特定個人情報、こちらについては事務そのものについては5号の特定個人番号利用事務で、情報そのものが6号の利用特定個人情報となっております。実際、個人情報を使っている事務については何かというところですが、浅川町では18の事務を個人情報を使ってマイナンバーを使って行っております。まず1つ目が、児童手当の支給に関する事務、2つ目が新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務、3つ目が個人町民税に関する事務、4つ目が固定資産税に関する事務、5つ目が後期高齢者医療に関する事務、6つ目が公営住宅の管理に関する

事務、7つ目が国民健康保険に関する事務、8つ目が国民健康保険税に関する事務、9つ目が国民年金に関する事務、10個目が子ども・子育て支援に関する事務、11個目が住民基本台帳に関する事務、12個目が障がい者総合支援に関する事務、13個目が法人町民税に関する事務、14個目が軽自動車税に関する事務、15個目が農業者年金に関する事務、16個目が介護保険に関する事務、17個目が健康診査、がん検診等に関する事務、18個目が新型インフルエンザ等対策特別措置法に関する予防接種の実施に関する事務の18の業務で個人情報を利用しております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 4番、兼子長一君。

○4番（兼子長一君） 詳細な説明ありがとうございました。そうしますと、町民の税の情報から福祉、年金、保険、そういうほぼ全ての情報が網羅されて、この中でその取扱いをしていくということなんですね、分かりました。

すると、これの規定をする、条例をやることによって、さらにその個人情報の保護というんですかね、そういうものも制限かけるというんですかね、利用の事務の中でそういったものもきちんとやっていくということなんでしょうか、ちょっとその辺ももう一回お願いします。

○議長（水野秀一君） 企画商工課長、我妻悌君。

○企画商工課長（我妻 悌君） 今回の条例改正につきましては、改正内容は用語の置き換えとなっております、町独自で個人情報を利用できるようにする、そういったものではございませんので、今回のこの町の条例改正で業務内容が大きく変わるということはありません。ただ、今後、法律や主務省令にて新たな業務が定められた場合には特定個人情報の取扱いが増えることもあろうかと考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第4、議案第2号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてを起立によって採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第5、議案第3号 浅川町監査委員条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） 説明があったというふうに思うんですけども、条例上は9月にやると。でも実際は10月にやっていたので、実態に合わせるように10月に条例改正するという趣旨だったと思うんですけども、9月で不都合な理由というのは。改めてご説明いただきたいと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 議会事務局長、田子広子君。

○議会事務局長（田子広子君） 監査委員事務局としてご説明させていただきます。

年度開始が4月となりまして、4月から6か月を経過するのが9月となります。経過した後に審査を行うということで10月が適正と考えられます。このため運用上というか条例上は9月となっておりますが、実際は10月に実施しているのがもう何年も続いておりましたので、現状に合わせて10月に改正させていただくものです。以上となります。

○議長（水野秀一君） 8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） 4月から6か月が経過した時期が適切だと。6か月が経過した時期が適切というのはどういう意味なんですか。

○議長（水野秀一君） 議会事務局長、田子広子君。

○議会事務局長（田子広子君） 適切といえますか、すみません、6か月を経過した日が監査の中で適切な時期といえますか、6か月を経過したあたりが事業の実績などが半年経過して見える時期ということで、半年ということで今までも行っておりました。9月までが半年ということになるので、10月に実施していたということですね。もうちょっと短い時期でやるということも可能でしょうけれども、9月は決算のほうの審査の結果が出るということもありますので、実際9月に実施することは、ちょっとなかなか事務上も困難ということで10月にさせていただいているところですので、現状に合わせて10月としたいということです。

以上です。

○8番（上野信直君） 分かりました。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第5、議案第3号 浅川町監査委員条例の一部を改正する条例についてを起立によって採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第6、議案第4号 浅川町固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） この趣旨の説明は総務課長から詳しくなされたんですけども、私、ちょっと書き取り切れなかったのが改めて伺いたいですけれども、押印が必要となっている公文書というのは現在幾つぐらいあって、今回の改正で幾つぐらいに減って、残りはどうするお考えなのか伺いたいです。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君） それでは、お答えいたします。

今議会提案理由の説明の中でも補足説明させていただきました。今回、町としましては1,500ほどございます。約1,500です。このうち住民の方から町に対する申請等で押印が必要なものが約700ございます。今回省略をさせていただきたいのは、そのうち7割となります。全体でいいますと町の方から役場へ、役場から町へ、あと内部手続等ありまして、それがトータルで1,500なんですが、住民から町へが約700、そのうちの500、7割分が今回省略させていただきたいと思っております。

残っているものなんですが、こちらにつきましては継続で検討したいと考えております。早い時期には答えを出したいと思っております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） 住民の皆さんが申請するときに判こ必要なのが700ぐらいあって、そのうちの7割を今回の改正でというんだから490で、大体残り200ぐらい、これは今後順次やっていきたいということですね。分かりました。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第6、議案第4号 浅川町固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例についてを起立によって採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第7、議案第5号 浅川町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） まず、保健福祉課のほうでは大変詳細な資料を準備していただいて、これを見れば一から十まで全部分かるというもので大変ありがたく思っております。ありがとうございました。

お尋ねをしたいのは、今回9段階から13段階になったわけでありましてけれども、これ13段階にしなかったならば、従来の9段階のままだったならば基準額ってどういうふうになって、どのぐらいになっていたのか、試算とかはありますか。もしあれば伺いたいと思います。

それから、1億ちょっとある基金のほうから5,140万円を投入して保険料の軽減に回したということでありましてけれども、この判断について、どういう判断でこれ5,140万円も取り崩して軽減分に回すというふう考えたのか、その辺のお考えを町長から伺いたいと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） やはり、今この世の中、大変疲弊しております。そういう中で介護職員は本当に苦勞していると思います。担当課といろいろ相談しながらこういう結果になりました。今後もやはりこういう福祉向上には努めていきたいと思っております。

○議長（水野秀一君） 保健福祉課長、佐川建治君。

○保健福祉課長（佐川建治君） それでは、補足説明いたします。

まず、13段階にしなかった場合ということなんですけれども、もともと今回13段階ありきで試算が行われ

ましたので、13段階にしなかった場合の試算というのはちょっとやっていますので申し訳ありません。

あと、その基金の判断、町長言ったようにやっていきたいというところだったんですけども、まず基金がここ数年で大分いっぱいたまってきてしまったというところで、これを皆様に還元するという意味と、あとその金額のバランスですね、今までが5,100円だったものをいきなり3,000円とか2,000円にするわけにもいかないので、その辺でバランスを取って5,140万の取崩しというところを判断したところです。

あと、その残金も今後の介護保険の財政逼迫したときにも、基金として持っていれば投入できると思いますので、その辺のバランスを考慮して今回このように判断したところです。

以上です。

○議長（水野秀一君） 8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） 介護保険の利用がコロナの影響もあってそれほど大きくなかったということも、これだけ基金がたまった背景にはあるんだろうというふうに思うんですけども、これから向こう3年間は、これまでよりはずっと増えていこうというふうに資料でも予測しておりますので、この基金がある程度残っているほうが適切なのかなというふうには思います。

1点目のところに絡みますけれども、13段階にするというのは、これは国がそういう方針を示したわけなんですけれども、これ全国どこの自治体も13段階にしなければならないというものなんですか。私、そこのところ、よく分からないので伺いたいと思うんですけど。

○議長（水野秀一君） 保健福祉課長、佐川建治君。

○保健福祉課長（佐川建治君） お答えいたします。

こちらは国で13段階にするというところの方針でございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） 私は普通の町民の人、とりわけ低所得者が負担軽減される今回の措置というのは大歓迎なんですけれども、ただ高額所得者の方は、何で自分らのところだけこんなに負担させるんだというふうな不満は出てくると思うですよ。そのときに、私らは法律で決まっているものですからというふうに言うのと、いや、町の判断でというのでは、ちょっとやっぱり受け取り方が違うと思うんですけども、その辺のところを伺いたいんです。

○議長（水野秀一君） 保健福祉課長、佐川建治君。

○保健福祉課長（佐川建治君） すみません、説明不足で。国が法律で決めたもので、それに伴って13段階というところになったというところです。

以上です。

○8番（上野信直君） 分かりました。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

○8番（上野信直君） はい。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第7、議案第5号 浅川町介護保険条例の一部を改正する条例についてを起立によって採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第8、議案第6号 浅川町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

5番、木田治喜君。

○5番（木田治喜君） 1つだけちょっと確認させていただきたいのですが、30ページ、第22条の2に業務継続計画というのを立てると、「策定し、」ということで文言が追加されているんですが、これはいつまで策定するような予定になっているのでしょうか、お伺いします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 保健福祉課長、佐川建治君。

○保健福祉課長（佐川建治君） お答えいたします。

その業務継続計画、いつまでというのは特にありませんが、早急に各事業所でつくっておくものだとこのころの条例での定めだと思います。

以上です。

○議長（水野秀一君） 5番、木田治喜君。

○5番（木田治喜君） 2021年、介護報酬改定の際に、この文言を入れるようにというふうなことも一緒に義務化されたと思うんですが、多分、義務の期限が24年4月だというふうに私記憶しているんですけども、大丈夫ですか。多分、義務化だと思うんですが。

○議長（水野秀一君） 保健福祉課長、佐川建治君。

○保健福祉課長（佐川建治君） すみません、私も勉強不足で、そこまでは把握はしておりませんでしたけれども、そのようなことであれば各事業所に徹底したいと思います。

以上です。

○議長（水野秀一君） 5番、木田治喜君。

○5番（木田治喜君） 後の7号、8号、9号も、全部その業務改善計画を入れなさいというふうに文言に入ってきています。これは先ほど言いましたように2021年の介護報酬の改定の際に、業務改善も一緒につけてくださいねということが多分決められていて、その義務化が1年間猶予ありましたものですから、22年まで。それで、ほかのところは大体もうやっているところもあるんですけども、当町、ここで今改定しましたのでいいと思うんですけども、いろんなパターンがありますので、ぜひとももう一度あれを読んでいただいて、多分義務化なので必ずやりなさいというふうになっていますので、4月いっぱいかな、頭かな、ちょっとその辺は私も不明確ですけども、4月というのは覚えていますので、24年4月だというふうに思っていますので、ぜひとも検討していただいて早急にやっていただければというふうに思います。お願いします。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

4番、兼子長一君。

○4番（兼子長一君） 保健福祉課資料のナンバー2ですね、その1ページの第5条の第2項で変更ということで、1人のケアマネジャーが持てる利用者の数が35人から44人に増えると。それから、第3項では、このシステムを活用して事務員を配置している場合は49人までできるということなんですけど、これ、浅川町ですと、今いろいろケアマネジャーさんが対応できる、この利用人数が増えても対応できるものなんでしょうか。

それから、このシステムを活用し事務員を配置している場合は49人になりますが、浅川町においてはこのシステムを活用してそのケアプランをつくっているんでしょうか、その辺の確認をしたいんですが、お願いします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 保健福祉課長、佐川建治君。

○保健福祉課長（佐川建治君） お答えいたします。

まず、1人のケアマネジャーが35人から44人というところなんですけれども、今現状35人で、それを超えてしまうと減算されてしまうというそういうシステムになっています。それで、国のほうでは、あとケアマネジャーの不足という部分もあって、35人から44人まで持てるようにしたんだとは思いますが、あと浅川町に関しては社協の居宅介護支援事業所1か所というところで、そちらでは3人ケアマネジャーがおりまして、2人は35人マックスぐらい持っていたとは思いますが。あと1人は、もうちょい余裕を持っているというところでやっているところです。

あと、第3項ですね、システムを活用して事務員を配置している。これは専属の事務員がいて、そういう業務の負担が軽減される場合は49人というところですので、うちの浅川町の社協の居宅介護支援事業所では専門の事務員と、居宅介護支援事業所専門の事務員ですね、ケアプランをつくる事業所の専門の事務員というのは置いておりませんので、こちらは44人がマックスというところになると思われま。

以上です。

○議長（水野秀一君） 4番、兼子長一君。

○4番（兼子長一君） おおむね分かりました。そのケアマネジャーが受け持つ利用者の数が増えるということになると、今、浅川町では3人ケアマネジャーがいるということで、そのケアマネジャーの負担が増えるんですかね。この辺は今度どういう見通しなんでしょうか、その辺ちょっとお願いします。

○議長（水野秀一君） 保健福祉課長、佐川建治君。

○保健福祉課長（佐川建治君） お答えいたします。

35人というのは、44人になるというところで負担は増えるというところなんですけれども、実際、確かに9人分増えるというところでの負担は増えるのかなとは思いますが、その分、持てる人数が増えるということは介護報酬のほうがその分プラスになるとは思いますので、その辺のバランスですね、マックス44人、みんなが持っていたんではやっぱり大変だと思いますんで、やはりここも人材確保という部分が必要な部分なのかなとは思っております。

以上です。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

日程第8、議案第6号 浅川町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてを起立によって採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第9、議案第7号 浅川町指定介護予防支援事業等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第9、議案第7号 浅川町指定介護予防支援事業等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてを起立によって採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第10、議案第8号 浅川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第10、議案第8号 浅川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを起立によって採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第11、議案第9号 浅川町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定

める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第11、議案第9号 浅川町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを起立によって採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第12、議案第10号 令和5年度浅川町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） 歳入の一般寄附、100万円頂いたんですけれども、小野町に本社がある会社だという説明でありましたけれども、これは会社名を出すとまずいということなんですか。障りがなければ教えていただきたいんですが、それが1点目です。

それから、2点目として、12ページの8款2項2目里白石木和田塚線の道路新設改良費に絡んでなんですけれども、令和6年度に実施をするということで予算が減額になりましたけれども、説明があったかと思うんですけれども、翌年度に実施するようになった理由について伺いたいと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君） それでは、1点目について答弁させていただきます。

7ページの一番下のところの一般寄附金です。補足説明でご説明したとおりなんですけど、小野町に本社がある会社で里白石に倉庫を持っております。実は社長さんのほうから町に寄附の申出があったんですけど、報道等は控えていただきたいという申出がございましたので、いつものパターンでしたらば広報に載せたり、あと民

報、民友さん、新聞に載せたりとするわけなんです、今回はあくまでも気持ちだけなので名前とかも伏せてほしいという申出がございます。改めて申しますが、里白石に倉庫がある会社で小野町が本社でございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） それでは、12ページの8款土木費、2目道路新設改良費の里白石木和田塚線の道路工事に伴う補正減の件でございます。

手数料、それから土地購入費を減額いたしまして、この分は令和6年度に実施いたしますということで説明をいたしました。まず、本来土地購入、それから登記手数料なんですけれども、令和5年度中に実施する当初予定でございました。この事業につきましては社会資本整備総合交付金事業のほうで実施しております。令和5年度で国に要望していた額よりも実際の交付決定が少なく、当初この業務、測量設計業務、全てを発注できなかったところがございます。それで年度の途中でいろいろ同様の事業の中で事業費をやりくりいたしまして変更して、この測量設計業務を何とか年度内に完了できるような形で今進めております。そういった関係から用地買収までの準備が整わなかったということで、令和6年度に実施するというので、今回補正で減額したものでございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） そうすると、国の交付決定額が少なく測量設計が順調に進まなかったせいで、測量が決まらなければ土地も購入できないので、この分は次年度に回したということですね、そういう理解でよろしいですか、確認したいと思います。

それから、この手数料というのは登記手数料ということですね。その点も確認したいと思います。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） お答えいたします。

令和5年度、国からの予算が一応事業箇所ごとにつくものですから、路線ごとに。それで当初測量設計業務を発注したんですけれども、その段階では予算が足りなかったものですから全部は発注できなかったというところがございます。それで年度の途中においてほかの事業と調整をしまして変更契約をいたしまして、里白石木和田塚線の測量設計は当初の予定どおり全部行ったというところがございますけれども、その関係で年度内に用地買収をするまでの作業が整わなかったということなんですけれども、3月末までには全て業務は完了する予定ではありますが、そういった関係上、用地買収につきましては令和6年度に実施するというので変更で予算を計上したというところがございます。

あと、手数料につきましては登記手数料でございます。

以上です。

○8番（上野信直君） 分かりました。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

○8番（上野信直君） はい、いいです。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

4番、兼子長一君。

○4番（兼子長一君） 予算書の11ページの6款1項3目の農業振興費の10節需用費の消耗品費39万と印刷製本費11万ということで、説明では先ほど質疑のあった寄附金の小野町の会社からのもので、100万のうち50万円をこの分に充てるという説明でした。それで、漢方資材米の新しい名前、優味米と決まったので、そのPRグッズを作成したいということでした。具体的にはどういうグッズを作るのでしょうか。その辺ちょっとご説明をお願いします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 農政課長、坂本克幸君。

○農政課長（坂本克幸君） それでは、お答えいたします。

まず、消耗品費のほうにつきましては、のぼりや、浅川の優味米という名称の入った買物の際のビニール袋ですか、レジ袋というか、ああいったもの等を考えております。

また、印刷製本費につきましてはPR用のポスター、こちらのほうを作ろうかなと考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 4番、兼子長一君。

○4番（兼子長一君） そうしますと、今まで使っていた合格祈願米の1升の袋、図面のね、ああいうものとか、あとはふるさと納税返礼品に使っている袋とか、ああいうものも見直すのでしょうか。そういうものなのでしょうか。

あと、何か新たにパッケージというんですかね、今2キロ、3キロという米は重くて、特に首都圏ではなかなか買っていただけない状況なので、例えば精米をして2合、約300グラム程度のそういう真空パッケージのもののおちちやいものをセットにしてやるような、そういう案もあるのでしょうか。その辺は農協とも協議をしているのでしょうか。その辺ちょっと再度お願いします。

○議長（水野秀一君） 農政課長、坂本克幸君。

○農政課長（坂本克幸君） ただいまおたじありました米のパッケージですか、パッケージ等につきましては、既に町のブランド化の補助金の方50万、事前にありましたので、それを活用して製品化のほうに向けてパッケージのほうは作成いたしました。2キロのパッケージと450、3合ですか、3合のパッケージを作っております。その50万のほうでそちらのほうは対応しております。こちらの消耗品費のほうにつきましては、先ほどお答えしたとおり、のぼり等と、また買った後に入れる袋ですか、そういったものを想定しております。

まだ細かい打合せ等は農協とはしておりませんが、打合せをしまして、どういったものが必要か等を考えた上で発注したいと考えております。あくまでも今の段階では、のぼり等とレジ袋等を考えております。あと、順次発注したいと思っております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 4番、兼子長一君。

○4番（兼子長一君） 分かりました。ブランド化のほうの予算でパッケージとかいろんな袋の見直しとかやっていて、今回の補正予算では、のぼり旗とかポスターということなんですね。ぜひいいポスターとかそういう

パッケージ、作っていただきたいと思うんです。ちょっと今までのと視点を変えて、やはり消費者が手に取るような、目につくような、そういうパッケージなりポスター、のぼり旗をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（水野秀一君） 農政課長、坂本克幸君。

○農政課長（坂本克幸君） 農協とも相談しまして、いろいろ業者さんとも相談して、よいPRになるようなパッケージを考えていきたいと思います。

また、議員さんも生産部会の一員になっておるかと思っておりますので、いろいろご意見等をいただければ、みんなで考えてすばらしいものを作っていきたいなと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

5番、木田治喜君。

○5番（木田治喜君） 2点ほど伺います。

先ほど同僚議員からちょっと一般寄附金については質問がありましたんですが、分かったんですけども、これは逆に言うと個人で寄附したということになっているのでしょうか。その辺のちょっと確認をいたします。会社じゃなくて個人がしたというようなことでよろしいのでしょうか。

それから、本当に細かいことで恐縮なんですけれども、12ページに需用費ですね、浅中と、それから、あさかわこども園で光熱水費が補正組まれています。77万と、それから15万。これ私、確認したところによると、この中身、電気代なのか水道代なのか、それが平均的に全部上がっているのか、物価高騰なのでその辺は補正組まれるのはやむを得ないところがあるというふうには理解しているんですが、その辺の中身を教えていただければというふうに思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 各担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 農政課長、坂本克幸君。

○農政課長（坂本克幸君） それでは、寄附金の件について私のほうからちょっとご説明したいと思います。

先ほど総務課長のほうからご説明ありますとおり、寄附金につきましては小野町の方が代表している、里白石に倉庫がある米穀を取り扱っている業者さんということで、会社としての寄附でございます。米穀を取り扱う会社さんということで農政課のほうにお話がありまして、その中でご説明したとおり、お気持ちですので、あまり大きなことにしたくないので、新聞とか広報とかそういうものにちょっと名前を出すことは控えていただきたいということありましたので、会社名のほうは出さないでご説明させていただいております。こちらにつきましては代表者、個人ではなく、あくまでも会社としての寄附金となっております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 教育課長、高野喜寛君。

○教育課長（高野喜寛君） お答えいたします。

2点目の需用費関係なんですけど、中学校、それからこども園関係の需用費につきましては、光熱水費の中の電気料が主な内容となっております。こちらのほう、当初予算の中で、やはり電気料の高騰というものがあ

りましたので、若干多く予算のほうは措置しておりましたが、令和4年度からしますと、2月までの段階で中学校のほうが19.2%ほど増になっております。それから、こども園のほうでも10%強ほどの値上げという形の単価となつてございましたので、今回補正をさせていただいたというような状況になってございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 5番、木田治喜君。

○5番（木田治喜君） 小野町の業者の方、これは会社としてということは、これ参考までなんですが、企業版ふるさと納税とは全然違うんですね。多分、町は内閣府の認定が必要なんで、その認定を受けていないと思いますので違うのかどうか、そこだけちょっとお尋ねします。

それから、もう一つ、この電気代ということなんですが、確かに言われるとおり令和2年、3年ぐらいからすると100万円ぐらい上がっているんですが、光熱水費がですね、そうすると100万ぐらい上がっている主なものは電気代ということで理解してよろしいんでしょうかという確認と、それから、ということは逆に言うと光熱水費というくくりの中でいうと、あさかわこども園も、それから浅中もほぼ同じと。規模からいってちょっと違うような気がするんですが、ほぼ同じという感覚でよろしいんでしょうか。どちらも高圧を使っているんだと思うんですが、多分6,600ボルト以上の高圧を使っていると思うんですけれども、その辺の確認もちょっとお願いします。

○議長（水野秀一君） 農政課長、坂本克幸君。

○農政課長（坂本克幸君） 寄附金につきましては、今まで町に寄附、いろんな会社さんからありますが、それと同じく一般寄附でございます。企業版のふるさと納税ではございません。一般寄附でございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 教育課長、高野喜寛君。

○教育課長（高野喜寛君） お答えいたします。

2点目につきましては、議員さんおっしゃるとおり電気代という形になります。高圧のほうを使っておりますので、予算のほう、そもそも予算措置のほうで若干多めには取っておりますが、規模的に当初予算の段階でも、やはり中学校とこども園のほうで50万ほどは違っておりますので、そういった部分で今回の補正予算の中でも値上げの率、そういったところもちょっと変わってきている部分もありますので、実際値上げはなっておりますけれども、今回の補正予算の額としては、金額のこういった差が出てきてしまっているという状況になってございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 5番、木田治喜君。

○5番（木田治喜君） 寄附のほうについても承知しました。というよりも企業版ふるさと納税、多分、認定を受けていないんだろうというふうに思いますので、今、多分あれだとすると玉川と石川町だけかなというふうに思っていますので、ぜひとも、これ、いい制度だというふうに私も思っていますので、ぜひとも認定を受けて間口を広げていただいて、こういったもの、非常にありがたいし、町長が望んでいるところのいわゆる農業、それから教育、こちらのほうに使ってほしいということなので、非常に町としてはありがたいことだと思いますので、どんどん間口を広げていただくためにも、ぜひ企業版のふるさと納税のほうを活用していただいて、

それもちよつと使い道が、これをやるんだというふうなことをちゃんと政府のほうに認めさせて、それで認定を受けるということになっていますので、ぜひともその辺の利用もお願いしたいなというふうに思います。

それから、需用費については承知しました。ただ、私ちよつと不思議だなと思うのは浅川中学校のボリュームで、多分、今回の補正組むと中学校の547万4,000円、それから、こども園が513万なんです、ほぼ変わらないというんで、浅中があれなのか、あさかわこども園がどうなのかというところがあるかと思うんですが、光熱水費が変わらないというのもちよつと私、不思議なところがあるんですけども、その辺は計算の上に成り立っていますから、まず間違いないんだろうと思いますけれども、ぜひともその中身のほうの検討のほうも、ぜひお願いしたいなというふうに思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 今、木田議員から言われたとおり本当にいい制度だと思っておりますので、今、国と協議をしながら認定を受けるように今進めているところであります。

○議長（水野秀一君） 教育課長、高野喜寛君。

○教育課長（高野喜寛君） お答えいたします。

規模的に申し上げますと、確かに中学校の規模のほうがかなり大きいという形になります。こども園のほうは床暖房を使っておりますので、そういったところでの電気料が、やはりかなりかかってくるのかなというふうな認識もございます。

以上でございます。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第12、議案第10号 令和5年度浅川町一般会計補正予算（第7号）を起立によって採決します。お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第13、議案第11号 令和5年度浅川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第13、議案第11号 令和5年度浅川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を起立によって採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

◎議案第19号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第14、議案第19号 権利の放棄について（町営住宅使用料）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） 町営住宅の使用料、家賃の権利の放棄ということであります。私の記憶では、町営住宅の家賃について権利の放棄をやったという記憶は全くないんですけども、この次の水道使用料もそうなんです。こういう形で権利の放棄をするというのは過去にも例があったんでしょうか。その点を1点目として伺いたいと思います。

それから、2点目なんです。町営住宅の家賃にしろ水道料にしろ滞納がたくさんあるわけですよ。もう取れないというのもしっぱいあると思うんです。そういうものの扱いはどうするんですか。今回の件は、権利の放棄をするけれども、もう取れない、役場のほうでも取れないだろうと、どこに行っちゃったか分からないというようなものもあると思うんです。そういうものはどういう扱いをするんですか。

それから、3点目として、今回、権利の放棄をすることで町に何かメリットがあるのかどうか、どういう判断でこの議案を提出されたのか、その点を伺いたいと思います。

それから、4点目なんです。これは法律的に若干気になる部分なんです。実質的には私は問題視するつもりはないんですけども、法律的には町営住宅の家賃に連帯保証人が要ると。連帯保証人が亡くなった場合は、その連帯保証人の相続人が連帯保証人の地位を相続するはずなんです。今回の件については、この連帯保証人に相続人がいなかったということなんでしょうか。その点も伺いたいと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） お答えいたします。

まず、1点目でございます。今まで過去にこのような事例があったかというところでございますけれども、まず公営住宅使用料、それから上水道使用料につきましては私の記憶はございません。権利の放棄、また別な件につきましては、議会の議決を受けて放棄したという例は過去にあったかと記憶しております。

そのほか、権利の放棄以外で時効の援用、上水道料金と、それから住宅使用料につきましては、債権の分類でいきますと私債権という債権に分類されております。こちらの時効を完成させるためには時効の援用ということで、その方が権利を主張するというところで初めて時効になるというところでございます。これで時効で債権がなくなったという例はあったというふうに記憶しております。これは町営住宅使用料です。ただし、時効を援用した場合は議会の議決は不要ということで、不納欠損という形で決算になっているのではないかなというふうに思っております。

それから、2点目でございます。滞納はもっとあると、いろんな方でもっと件数があるんだけれども、取れないようなものをどう扱うのかというようなところでございまして、こちらにつきましては先ほど申し上げました私債権でありまして、時効の援用が必要、本人の申出が必要だということから、その援用がなければ債権としては残っていくというところでございまして、公債権のように例えば5年間権利を行使しなければ自動的に消滅するというような債権ではございません。ただ、本当に行方不明だったりとかということで債権の回収の見込みがないというところにつきましては、本来このように個別に権利の放棄ということで提案して可決をいただいて放棄するというような形の流れになろうかと思っております。

また、参考になんですけれども、ちょっと大きな市とか町ですと、例えば町全体の債権を管理するような条例をあらかじめ決めておきまして、具体的にこの債権でこのような事例で回収見込めないんじゃないかと、金額も含めてですけれども、あらかじめ決めておいて条例で定めておいて債権を放棄するというようなことですね。その後、後の議会で報告するというような形になるんだと思いますけれども、大きな市とか多分県とかのレベルになりますと、扱っている債権の数もかなりの数だと思いますんで、そのような形で対応しているところもあるというふうに認識しております。

それから、3点目のメリットでございますけれども、このように回収が不能な債権をそのままにしておくことなく、議決後は不納欠損をすることによって整理を図るところがメリットであろうと思っております。今のメリットの件が今回上程した理由でございます。

それから、連帯保証人の関係でございます。連帯保証人も相続するのではないかとこのところでございますけれども、これはするものだと思っております。ただし、連帯保証人が亡くなった後の債務について相続するのではないかなというふうに思っております。債務につきましては、住んでいた方が亡くなった段階で、その以後のものは発生しておりませんので、その後の債務、引き継がれる債務はないのではないかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） 1点目ですけれども、住宅家賃と水道については記憶にないということで、私も記憶にないです。それはそれでいいです。

2点目なんですけれども、同じ状態のものがほかにも恐らくたくさんありますよね。町営住宅、浅川町で造ってから、もう何十年もたっているわけでありますから、この間、払われなかった家賃が随分と残っていると思うんです。処理されないで残っている、そういう状況だと思うんですよ。ですから今回の権利の放棄という形で3点目で説明ありましたが、整理をするというのは、これはもう致し方ないし必要なことだろうというふうに思います。ですから、これ早急に残っている家賃で、もうどうしても取りようがないというものに関しては、これ一々、一件一件議案に上げて、それで議会の議決を求めるというのもなんですから、さっきの大きな都市の事例挙げていただきましたけれども、そういうのも参考にしながら、やはりきちんと整理をしていく、整理すべきは整理をしていく。取れるものは取っていただきたいんですけども、取れないものは整理をしていく、こういうことにもやはり取り組んでいただきたいなというふうに思います。

それから、連帯保証人の件なんですけれども、本人が亡くなっても連帯保証人は本人が滞納した分のお金を払う必要があります。その連帯保証人が亡くなった場合は、相続分に応じて相続人がその分を負担すると。これが法律的な話なんですけれども、でも現実問題としては、町が連帯保証人にさえ請求しなかったお金を相続人に請求できるかといったら、これ、できないですよ、現実問題として。

今、国のほうは住居の困窮者に対しては、なるべく連帯保証人を取らないでもいいような措置を取りなさいと言っていますよね。ですから、私は基本的にこの住宅の入居に関しては連帯保証人は取らない、こういう方向に私は行くべきだろうというふうに思うんです。だって浅川町の例、過去を振り返って見たって、連帯保証人から払ってもらったなんていう例は本当数えるぐらいしかないと思うんですよ、全員取っていながらね。そういう状況ですので、私はこれからの時代は連帯保証人は取らないようにというふうにやるべきではないかなというふうに思うんです。

その点について、以上について、再度答弁をいただきたいと思います。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） お答えいたします。

今後この水道料金や町営住宅をはじめとする町の債権の管理の在り方につきましては、いろいろと庁舎内で協議するなどして正しい在り方に向けて進めてまいりたいと考えております。

連帯保証人についてですけれども、おただしのおり国からのそのような通達等もございます。同様にやっぱり連帯保証人の在り方についても十分に検討しなければならないことだと思っておりますので、考えてまいりたいと思います。

以上です。

○8番（上野信直君） いいです。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

○8番（上野信直君） はい。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありますか。

5番、木田治喜君。

○5番（木田治喜君） 今、同僚議員のほうから、ほとんど権利の放棄についての質問はしているんですが、2つだけ参考まで。

当然、先ほど言ったように連帯保証人については私も同様の意見です。あまり保証人、機能していなかった部分もあるので、その辺は国のほうも今、進めていますように連帯保証人取らない方向でやっていますので、そのほうがいいのかなどというふうに私も思います。これはその後の実態に合わせてやっていく。

それから、権利の放棄、片側では不納欠損にして云々で、いわゆる債権を放棄するというような形での方向はいいんだろうけれども、それは当然、事務の処理の繁多とか、数が増えちゃうので事務処理だけが残るといような形になりますから、その辺のまとめというのは必要なだろうと思うんですが、片側には公平性ということもありますので、その辺は非常に難しいんだろうと思います。

それで、2つほど質問しますが、この放棄する債権額、19号も20号も同様なんですけれども、これは本体そのものですか。町は督促料とかなんかというのは全然かからなかったんでしょうか。この9万6,600円、次に出てきますけれども36万6,000何がしというのは、中身は本体だけということでもよろしいんでしょうか。

それから、私、これはちょっとよく分からないんですが、分からないでお聞きするんですが、生活保護の37条の2というのは町のほうでは運用していないんでしょうか。多分その辺のところ、いわゆる住宅扶助の代理納付ですね、こちらのほうのあれというのはやっていないんでしょうか。多分、ご説明の中に生活保護受給者だというふうに聞いたんですけれども、そうするとこの生活保護の中身には必ず住宅の扶助というのがありますので、それが優先されるべき国からのお金、4分の3ですけれども、あとは町内で持っていますけれども、それが優先されるのが住宅扶助なので、その辺のところ、いわゆるそれを代理納付するというような案件にまでは、ちょっと町としてはいっていないということのあれで確認なんですけれども、よろしいでしょうか。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） 初めに、放棄する債権額9万6,600円につきましては、公営住宅使用料のみの本体の金額でございます。

それから、生活保護法の代理納付の件ですけれども、生活保護を受けてからは、そのような取扱いでやっておりますので、それ以前の債権という形になります。

以上です。

○議長（水野秀一君） 5番、木田治喜君。

○5番（木田治喜君） そうだとすると、これ後でも結構なんですけれども、今すぐとは言いませんけれども、じゃ何年の何月分がいつだということ、その後のことについては代理納付を実行したということですか。よろしいんですか、それで。したんですか、代理納付したんですか。なるほど。

じゃ、逆に言えば何年何月分が未納なんですよという明細をもらわないと、途中から変わっていますよね、基本が、基礎のところ。これ後で結構なので、多分、普通だとこの後ろあたりにその明細の下でもいいんですけれども、何年何月分ので幾らという詳細が普通はつくんでしょ、この議会に提出するときは。附属明細といいますかね、それがないと、ああ、ここからの分については代理納付やっていたんだと、私が聞かなくても分かるような感じなので、もしやっているのであれば、その明細を後で結構なんで提出いただければと思

うんですけれども、私、そこら辺は確認したいのでどうでしょうか。

それから、延滞金はかからないんですか、条例上も。そういう理解でよろしいのでしょうか。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） お答えいたします。

まず、生活保護の件でございます。この方、生活保護を受けられましたのが平成23年4月18日に保護を開始でございます。

○5番（木田治喜君） 何、何。

○建設水道課長（生田目 聡君） 平成23年4月18日です。それ以後は代理納付になってございますので滞納はございません。

今回の住宅使用料滞納額37件、9万6,600円ですけれども、平成22年度以前の債権でございます。平成18年度から平成22年度までで37件でございます。

それから、延滞金でございますけれども、いろいろ各条例などに延滞金の規定などはあるものとなってございますけれども、これまで町のほうでは運用上、取ってこなかったというのが現実でございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 5番、木田治喜君。

○5番（木田治喜君） 延滞金については条例上あるんだと。年1.7、1.4、どちらか、1.7かな。私もちょっと記憶曖昧ですけれども条例上はあるんだということ。ただ、運用上はやっていないということでよろしいんですよね。その確認、再度します。

それから、質問して非常によかったのは、当町においても37条の2において代理納付のあれを行っているということなので、ということは、ほかにも複数いるということの認識でよろしいのでしょうか。ほかの人でも同じそういう町営住宅にお住まいの方で、生活保護受給者で、その代理納付を一律にやっているんだということの認識でよろしいのでしょうか。再度確認させていただきます。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） お答えいたします。

延滞金につきましては、条例上規定されているものも当然ございますけれども、あくまで運用で徴収していないというところでございます。

それから、代理納付につきましては、そのほかの方も同様に適用されている方もおります。

以上です。

○議長（水野秀一君） 5番、木田治喜君。

○5番（木田治喜君） 今、最後、ちょっと言葉、気になったんですけれども、やっている方もいます。一律じゃないんですか、これは。やっている方もいらっしゃる、代理納付を。

それから、延滞金の話なんです、なぜ取らないことで運用されているのでしょうか。いわゆる私債権の話ですから、公債権の話じゃないので運用はまた違うだろうと私も思うんですけれども、思うんですけれども、全てがやったりやらなかったりということ、公債権もそうなんですけれども延滞金かかりますよね、なぜ私債権はかからないのか。この区分がちょっと私も理解できません。やるんならやる。浅川町はそういうものに延

滞金かからない町だという、それはそれであれだと思っんですけれども、どういうふうなことでこの公平性を保っているのか、私もちょっと理解に苦しむところなんです、その辺はどうなのでしょう。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） 生活保護の方につきましては代理納付を行っております。

それから、延滞金の件でございますけれども、この運用につきましては、いつからそのようになっているのかということにつきましては、ちょっと今現在分かっておりませんが、そのような運用がされてきたものだと思っております。

以上です。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

7番、須藤浩二君。

○7番（須藤浩二君） 1点、まずお伺いいたします。

連帯保証人の確認というのは、入居後何年スパンで行っているのか、一回も行っていないのか、それとも例えば2年に1回、連帯保証人さんの確認をしているとか、3年に一度とか、そういうのをまずお聞きしたいと思います。

それと、住宅使用料に関連してなんですけれども、毎年決算の中で、みのわ団地の未収金の部分、それと駐車場の未収金の部分、大きな金額が発生しているんですが、そちらの取扱いと今回の取扱いが違うというような感じに見受けられて、先ほど8番議員が質問した中で、初めてこういう権利放棄というものを行ったということですね。別な意味では、毎年不納欠損というものもやっておるわけですが、そちら、みのわ団地の件も併せて今後どういう形を取るのか、昨年度あたりはその利用の差止めを喚起して収納率を上げたとかというの、ちょっと説明の中で聞いたような気がしたんですが、その2点、お伺いしたいと思います。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） お答えいたします。

連帯保証人の確認でございますけれども、ちょっと数年前に一度、一斉に見直しをして、その方がしっかりと健在といたしますか、いらっしゃる方なのかということを確認して、連帯保証人の要件がないような方につきましては、改めて連帯保証人をつけていただいたというような作業をしたことがございます。それ以後は、そういった住民情報をそちらを確認しまして、その都度更新をしているというような状況でございます。

それから、みのわ団地の滞納の件についてなんです、あくまで入居されている方につきましては、やはりこちらも私債権でございます、時効援用のない限りは債権はずっと残っておりますので、実際住み続けている方につきましては不納欠損ということではなくて、やっぱりしっかりとお支払いしていただくということと、退去していただくということになるんだろうと思っております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 7番、須藤浩二君。

○7番（須藤浩二君） ありがとうございます。それで、連帯保証人の確認というものをもうちょっと何か条例とかで定めてきちっと、例えば2年に1度は入居者並びに入居者の連帯保証人になっている方の確認ですね、

いや、もう私、年金受給者になったから、とても連帯保証人をやれる立場じゃないよという方も中にはおられると思うんですね。ですから、高齢者の方が連帯保証人になっているなどというものも、改めて町としては管理する側としてきちっと確認をする必要があると私は思っておりますが、いかがですか。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） お答えいたします。

連帯保証人の確認の方法でございますけれども、こちらにつきましても連帯保証人が必要だというところであれば、やはり適切な確認が必要だろうというふうに思っております。こちらにつきましては、今後連帯保証人の在り方について、全体的にもう一度考え直すときに、必要なであればどのように確認するのかというような決まりですね、やっぱりそういったものが必要だと思っております。

以上です。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

〔発言する声なし〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第14、議案第19号 権利の放棄について（町営住宅使用料）を起立によって採決します。お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

◎議案第20号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第15、議案第20号 権利の放棄について（水道料金）を議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第15、議案第20号 権利の放棄について（水道料金）を起立によって採決します。お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

○議長（水野秀一君） ここで10時45分まで休憩いたします。

休憩 午前10時28分

再開 午前10時45分

○議長（水野秀一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第21号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第16、議案第21号 浅川町公の施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第16、議案第21号 浅川町公の施設の指定管理者の指定についてを起立によって採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

◎議案第22号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第17、議案第22号 大草辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてを議題とします。

これから質疑を行います。

8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） お尋ねします。後の2つも同じなんですけれども、この事業、こういう事業をやる場合

は国・県の補助があると思うんですけども、国・県の補助を使うのではなくて辺地債を使って取り組むというその理由ですね、それを伺いたと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君） それでは、答弁させていただきます。

各種の国・県の補助を使いまして、その補助裏として今回このような起債を使うことにしております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） 各種の国・県の補助を使って補助裏としてこの制度を使う。この補助裏としてというのはどういう意味なんですか。

○議長（水野秀一君） 総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君） 答弁させていただきます。

補助裏といいますと町の負担分ですね。町の負担分を一般財源で出すか、起債で借りるかということで、今回このような対応をしたいと考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 副町長、小池大介君。

○副町長（小池大介君） 補足で答弁をさせていただきます。

内容としては、今、総務課長から答弁あったとおりではあるんですが、お配りしております新旧対照表の資料、ちょっと分厚い資料になりますけれども、こちらの207ページが1つ目の大草辺地の新旧対照表になっています。207ページです。

こちらをちょっと見ていただきますと、今、総務課長が言った中身というのが、例えば大草辺地につきましては上の今回改正後の計画になりますけれども、一番上に農業水路等長寿命化・防災減災対策工事がございます。こちら事業費としては合計で6,900万見込んでおりますが、その右の特定財源というのは、いわゆる国・県補助の部分になってきます。活用できる財源はこちらで見込んで、いわゆる町負担と今総務課長おっしゃったのは、その隣、一般財源の部分になります。これを一般財源で出すのではなくて、さらに右に行きまして一般財源のうち辺地対策事業債予定額ということで、起債は通常、慣例で10万単位という形になりますので、そこを切り捨てた6,450万を起債で対応するというような計画で、ほかの地区の計画につきましても、同じように国・県補助の特定財源が見込まれるものはそちらを活用して一般財源分を起債に充てるというような考え方になっております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） 国・県で補助されなかった額は、基本的には町の一般財源でお金を出して終わりということなんだと思うんですけども、この辺地債を使うと、これ借金できて、しかも最初の説明だと元利償還金のうちの80%が後に交付税措置されると、こういうご説明だったというふうに思うんですけども、それで

間違いなかったでしたっけ。

○議長（水野秀一君） 総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君） それでは、答弁させていただきます。

今議会の初日の提案理由の補足説明の中でもご説明したとおりなのですが、今議員さんおっしゃったとおりです。

以上です。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） 町が丸々6,450万円を出すか、それとも、この辺地債を活用すればその元利償還の80%、交付税で国が持ってくれるということになるんですかね。そういうふうになるというのは天と地の違いのような気がするんですけども、そういう理解でよろしいんですね。

それと、今回のこの辺地債の活用については、1月19日に県と協議をして、2月に異議がないという旨の県からのお答えをもらったということでありまして、県の審査を受けたということなんでしょうけれども、この県の審査ってこんな簡単に出るものなんですか。簡単に出るものなんですかというのもあれなんですけれども、町の財政にとってはすごく助かることが簡単にできるものなんですか。

○議長（水野秀一君） 副町長、小池大介君。

○副町長（小池大介君） それでは、答弁させていただきます。

実際、協議に当たりましては、当然、事前協議というような形で事務方のほうで、ある程度何回か往復しながら内容の確認というのはしております。その上で、ある程度事前協議が整った段階で、いわゆる正式なといえますか公文書での協議、そして回答というところになってきまして、初日、総務課長のほうから説明を申し上げた日付というのは、いわゆるある程度事前協議をして、おおむね内容が整ったものを正式な協議ということを出した日付という形になっております。なので、その日付の意味、非常に短期間で了解をいただいたようなふうに見えますけれども、ある程度、事前の事務方担当レベルでの打合せをした上で、今回協議が整っていると。

上野議員おただしのとおり、実際の辺地債を借りるに当たっては、この計画が根拠になります。ここに掲載されている額というのが、いわゆる上限になってきますので、やはりそこは慎重に県のほうとも協議を進めながら計画をつくっていくというような形になっております。

以上です。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） これだけ町の財政にとってはすごく役に立つ、そういう事柄が今回担当課をはじめとする皆さんの努力によってこういう結果になったということは大変うれしく思うんですけども、そういう理解でよろしいですね。

○議長（水野秀一君） 副町長、小池大介君。

○副町長（小池大介君） そのような形は、総務課財政係中心に、この事業を上げている建設水道課であるとか

農政課とか、各課の協力いただきながら数字を積み上げて調整をしたというのが現状でございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

〔発言する声なし〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第17、議案第22号 大草辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてを起立によって採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

◎議案第23号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第18、議案第23号 山白石辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第18、議案第23号 山白石辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてを起立によって採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

◎議案第24号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第19、議案第24号 小貫辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第19、議案第24号 小貫辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてを起立によって採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

◎発委第1号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第20、発委第1号 浅川町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第20、発委第1号 浅川町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例についてを起立によって採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、発委第1号は原案のとおり可決されました。

◎発議第1号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第21、発議第1号 政府による公的管理、規制を行いコメの価格安定を求める意見書の提出についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

最初に、反対者の発言を許します。次に、賛成者の発言を許します。

4番、兼子長一君。

○4番（兼子長一君） 政府による公的管理、規制を行いコメの価格安定を求める意見書について賛成討論をいたします。

今、稲作農家につきましては、昨年来の資材高騰、肥料の値上がり、様々な物価の値上がりに際しても、コメの価格については生産者は価格転嫁ができないものであります。市場原理の中で今動いているわけですが、このコメの価格も上がったりがったりというような繰り返しでございます。

かつては、食糧管理法の下で政府がコメの需要、供給を管理していた。そういうときはコメの価格というものも政府がある程度決めて、その主導でもって設定されて、その当時の農家については強い生産意欲がありました。しかし、今はその食管法も廃止され、新しい食糧管理法の下、市場原理に沿って、今、コメの価格は動いております。そういった中で、今、各生産者は非常に苦しい状況の中でも、先祖代々の農地を守らなければならないというそういう使命感に基づいて今生産をしているのが実情でございます。そういった声をやはり政府にきちんと届けるためにも、浅川町議会としてこの意見書を採択していただいて声を届けるということで、この意見書に賛成をするものでございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第21、発議第1号 政府による公的管理、規制を行いコメの価格安定を求める意見書の提出についてを起立によって採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長（水野秀一君） 以上で本日の日程は終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午前11時02分